

令和2年度沖縄市住宅リフォーム支援事業

補助金のお知らせ



**住宅リフォームやブロック塀等撤去工事をご検討の皆様へ
令和2年度も市から補助金が交付されます。**

沖縄市では、市内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに安心・安全なまちづくり及び住環境の向上を目的として、リフォーム経費の一部を補助します。

(1) 住宅リフォーム工事

- ・20万円以上の工事が対象となります。
- ・補助金額は対象工事費総額の**20%相当分**で、**上限20万円**になります。
なお、対象条件によって、**補助率5%上乗せ**し、**上限25万円**となります。

(2) ブロック塀等撤去工事

- ・通学区内の道路に面するブロック塀等撤去工事に対して、定額の補助金額又は、撤去工事費の3分の2(**上限20万円**)のいずれか低い金額が補助となります。

◆(1)、(2)に該当する工事を別々に申請又は、合わせて申請することができます。

住宅リフォームとは、家屋の修繕、補修、模様替えを行うことにより、住宅の機能維持、又は機能向上を図るための工事をいいます。

補助対象となる補助率・補助対象工事

※1、2、3の補助金額については
1,000円未満は切り捨てとなります。

<p>1. バリアフリー・省エネ等工事 補助率 20%相当分 + 補助率 5%上乗せ分 (上限 25 万円)</p>	<p>バリアフリー工事 ・手すりの設置、室内、トイレ・浴室等の段差解消、スロープ工事</p> <p>省エネ工事 ・住宅屋上・外壁遮熱塗装工事 ※省エネ工事とは、防水工事や塗装工事において遮熱・断熱性能のある材料を使用する工事が対象となります。</p> <p>ひび割れ・剥離改修工事 ・庇や軒、天井裏などのコンクリートの除去又は補修工事</p>
<p>2. その他該当する工事 補助率 20%(上限 20 万円) ただし、上記 1 の補助対象に該当する場合、上記 1 の補助金 20 万円相当分を差し引いたものが補助金となります。</p>	<p>その他該当する工事 ・老朽化、災害等による住宅の修繕、補修工事 ・住宅の耐震補強工事 ・トイレ・浴室の改修工事 ・下水道接続工事 ・外構工事及び駐車場工事(全体工事費の 5 割以下)</p>
<p>3. ブロック塀等撤去工事 (A) ブロック塀等の延長 ×12,000 円(基礎なし) ブロック塀等の延長 ×19,000 円(基礎あり) (B) 撤去工事費 ×3 分の 2(上限 20 万円) ※(A)、(B)のいずれか低い金額が補助されます。 ◆上記 1、2 の補助対象とは別に加算されます。</p>	<p>ブロック塀等撤去工事 ・通学区内の道路に面する高さ 1.2 メートルを超えるブロック塀等撤去工事が対象となります。 ※当該ブロック塀等の高さ 1.2 メートル以下まで全て撤去又は一部撤去する工事が条件となります。</p>

注意事項

- ①工事を始める前に申請する必要があります。 ※工事中・完了している場合、対象となりません。
- ②予算が無くなり次第、お申し込みは終了となります。
- ③工事内容を十分理解する上で、2社以上から見積もりを取ることをお勧めします。
なお、工事契約の際は、申請者本人が十分に納得した上で契約してください。

※補助対象は令和3年2月26日(金)までに完了報告ができる工事です。

当事業は国及び県の補助金を活用しています。「社会資本整備総合交付金」「沖縄県住宅リフォーム市町村支援事業」

【詳しくは下記の窓口まで問い合わせください】

お申込み先 沖縄市役所 市営住宅課(住宅担当:6階)

問い合わせ TEL:098-894-6139(直通) FAX:098-934-3854

※裏面に続きます。

「補助対象条件、申請手続きについて」

補助対象条件



	住宅リフォーム	ブロック塀等撤去工事
補助対象者	①沖縄市に住民登録し、現に居住する者 又は、リフォーム工事完了後、対象住宅に居住する者 ②市税等を滞納していない者 ③申請については年度1回限りとなります。 ※前年度の補助金交付確定通知日から6ヶ月以上経過した過去に補助を受けた者も申請可能です。 ①、②、③の要件をすべて満たすこと。	①ブロック塀等が所在する土地の所有者 又は、当該ブロック塀等を管理する者 ※土地所有者と補助対象者が同一でない場合は、同意書を得て、その代表者一人が補助対象となります。 ②市税等を滞納していない者 ③申請については年度1回限りとなります。 ※①、②、③の要件をすべて満たすこと。
対象住宅	沖縄市内の住宅で補助対象者が所有する住宅、又は所有者が工事を承諾する住宅 ※共同住宅については住居専有部分が補助の対象です。 賃貸住宅は家主からの申請は出来ませんのでご了承ください。	ブロック塀等撤去工事の対象は建物に付属するものかどうか問わず、補助の対象となります。
対象条件	①総工事費が20万円以上の工事 ②沖縄市に本社がある法人、又は沖縄市に事務所を有し住民登録している個人が行う工事 ※①、②の要件をすべて満たすこと。	①通学区域内の道路に面する高さ1.2メートルを超えるブロック塀等撤去工事 ②沖縄市に本社がある法人、又は沖縄市に事務所を有し住民登録している個人が行う工事 ※①、②の要件をすべて満たすこと。

～補助金交付までの流れ～

補助交付申請

・市営住宅課窓口にて交付申請書とその他添付書類（見積書、写真、税証明等）を提出してください。

～申請前の留意事項～

- ①工事内容の検討（どこを、どのように工事するのか）
- ②見積内容を検討（2社以上の見積もりを比較することで検討が容易になります）

実績完了報告

- ・補助金交付決定通知書が届き次第、工事を始めてください。（工事着手届、契約書提出）
- ・工事完了後、実績報告書とその他添付書類を揃えて、提出してください。（工事中・完了写真、工事代金領収書の写し等）

※補助金の増額はありませので、ご了承ください。
 ※工事中・完了の写真がない場合、補助金の交付ができないことがあります。

補助金交付請求

- ・補助金交付確定通知書が届き次第、市営住宅課窓口にて請求書を提出してください。
- ※請求書を受理して30日以内の補助金の交付になります。

注意点

設備（備品）の購入や設置を目的とした工事、住宅本体以外に係る工事は原則、対象になりません。
 ◆設備機器のみの設置、事務所、店舗、倉庫等は同時に対象外となります。